

第1回岡山県鉄鋼業最低賃金専門部会議事録

- 1 日 時 令和7年9月10日（水）午後2時55分～
- 2 場 所 岡山市北区下石井1丁目4番1号
岡山第2合同庁舎 2階共用会議室D
- 3 出席者
- | | |
|------------|-------------------------------|
| 公益代表委員 | 岡 山 一 郎
柴 山 麻祐子 |
| 労働者代表委員 | 板 野 晃 雅
榎 本 千 晴
高 山 伸 男 |
| 使用者代表委員 | 西 谷 治 朗
森 上 健 作 |
| 事務局 労働基準部長 | 政 木 隆 一 |
| 賃 金 室 長 | 黒 田 和 美 |
| 賃 金 指 導 官 | 中 本 弘 一 |
| 労災補償監察官 | 木 村 弘 之 |

4 議 事

中本指導官

ただ今から、第1回岡山県鉄鋼業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日の審議は公開ですが、傍聴希望の申込みはございませんでした。

今年度第1回目の専門部会であり、部会長が選任されるまでの間、司会進行を事務局で務めさせていただきます。

まず、定足数について報告申し上げます。本日は公益委員の佐藤委員、使用者側委員の岡田委員が欠席でございますが、他の委員7名が出席されておられますので、最低賃金審議会令で規定されている定足数である2/3以上又は公労使各委員の1/3以上の出席の条件を満たしていることをご報告いたします。

本日御審議いただきます付議事項について説明いたします。

- 1 特定最低賃金専門部会部会長・部会長代理の選任について
- 2 特定最低賃金専門部会の運営について
- 3 資料説明について
- 4 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について
- 5 今後の審議日程について
- 6 その他

でございます。

本日は令和7年度1回目の専門部会になりますので、冒頭、政木労働基準部長よりご挨拶申し上げます。

政木部長

本日はお忙しいところご参集いただき、ありがとうございます。

ご案内のとおり先月岡山県最低賃金が、過去最大の65円引き上げ、1,047円で結審されました。年々最低賃金の引上げ額が大きくなってきており、それに合わせて特定最賃の議論も難しくなっているところです。

特定最賃は労使のイニシアティブにより決定するものですので、できる限り全会一致を目指しご議論いただければと思います。

今後何度かご足労いただくことになろうかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

中本指導官

それでは、賃金室長、よろしくお願いします。

黒田室長

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、付議事項「(1) 部会長・部会長代理の選任」ですが、部会長及び部会長代理は最低賃金法において公益委員の中から

選出することとされております。これまでの慣例により、各専門部会の公益委員で事前に協議を行い、候補を選んでいただいておりますので、私から発表させていただきます。

部会長は岡山委員、部会長代理は佐藤委員です。

御了承いただけますでしょうか。

(同意する声)

黒田室長

御了承いただき、ありがとうございます。

それでは以降の議事につきましては、岡山部会長にお願いいたします。

岡山部会長

部会長を仰せつかりました岡山でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、本日の専門部会は、公労使の三者が揃い公開としています。ただし、議事の進行において二者協議となる場合があれば、その部分は、委員の皆さんの忌憚のない御意見をいただく必要があると考えますので、非公開とします。

今年度の特定最低賃金の審議については、昨年度に引き続き、改正の必要性の審議から専門部会で行うことになりました。特賃の専門部会は、労使のイニシアティブにより丁寧かつ効率的な審議を進めることが必要かと考えますので、各委員の皆様の御理解、御協力をお願いします。

付議事項に入る前に、他部会の状況について事務局から報告をお願いします。

黒田室長

他の部会6業種につきましては、これからとなりますので、結審した部会はありません。

岡山部会長

次に、議事録の署名人について決めておきたいと思います。

特定最低賃金専門部会運営規程第6条によりますと、「部会長及び部会長が指名した部会委員2名が署名する。」とされていますので、部会長である私と、労側は高山委員、使側は西谷委員にそれぞれお願いしたいと思います。

本日の大まかな予定をご説明いたします。

まず付議事項(2)につきまして、今年度の審議運営について事務局から説明をしていただきます。

続いて、付議事項「(3) 資料説明について」も事務局からお願います。

その後、付議事項「(4) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について」審議を行うこととし、労使双方から「改正決定の必要性の有無にかかる基本的な考え方」を述べていただきます。

その際、事前の打合せ時間を設けたいと思いますので、資料説明の後に一旦休会とし、時間を取りたいと思います。御発言は公労使の全体会議とし、労使それぞれ5分程度でお願いします。御協力をよろしくお願いします。

では、付議事項「(2) 岡山県特定最低賃金専門部会の運営について」、事務局から説明をお願いします。

黒田室長

それでは、資料No.2をご確認ください。

今年度の7業種の改正決定につきましては、7月11日の本審で改正決定の必要性の有無について労働局長から諮問を行いました。資料No.2-①でございます。

その後、8月4日の本審で特賃の必要性の有無については、各部会で審議を行うこととなったため、審議を効率的に進める観点から、「必要性の有無について全会一致で確認された場合、金額改正についても併せて調査審議をお願いする」という趣旨のことを加えて、再度諮問を行いました。これが資料No.2-②の諮問文でございます。

必要性の審議において、全会一致で「必要性あり」となった部会は、最賃則第11条に基づく3週間の意見聴取公示期間を経た後、金額審議の専門部会を開催することになります。

御留意いただきたいことが2点ございます。

1点目は、必要性ありとする場合、改定する特賃の最低賃金額は、現在の鉄鋼業の特定最低賃金額1,102円に対し、有額とすることが必要となります。

2点目は、金額審議では、労働協約ケースであっても公正競争ケースであっても、6月18日に労働者側委員から提出された「改正申出書」にある企業内最低賃金協定額の最低金額が、金額審議における上限額となりますので御留意ください。

なお、必要性について、全会一致とならなかった部会は、後日本審に報告し、審議終了となります。

また、必要性審議及び金額審議ともに、専門部会で「全会一致」で結審した場合は、審議会令第6条第5項を適用することで、本審を開催せず、専門部会の決議を本審の決議とすることが合意されています。

それから、資料No.9を御覧ください。こちらは、「令和6年度特賃審議経過及び結果一覧表」となっておりますので審議の参考

としていただければと思います。

岡山部会長

ただいまの事務局の説明について、委員の皆さん、いかがでしょうか。

(特になし)

岡山部会長

それでは、必要性審議、金額審議いずれの専門部会でも審議会令第6条第5項を適用すること、必要性審議で全会一致とならなかった専門部会は、本審に報告して審議終了となること、金額審議で全会一致とならなかった専門部会は、本審で審議を行うことといたします。

岡山部会長

次に付議事項(3)の資料の説明について、事務局からお願いします。

黒田室長

資料No.3から説明させていただきます。

こちらは、日本銀行岡山支店が本年9月4日に発表した「岡山県金融経済月報」です。概況としては、「県内景気は、一部に弱めの動きがみられるが、緩やかな回復を続けている。」とあり、最終需要をみると、「個人消費は、物価上昇等の影響を受けつつ、底堅く推移している。」、「設備投資は、6月短観調査における2025年度の県内企業の全産業における設備投資額は増加見込みとなっている。」とあります。

2ページの生産については、「県内製造業の生産は、海外経済の回復ペース鈍化等の影響を受けつつも、輸送用機械の回復等から持ち直している。」とされており、鉄鋼は、「自動車向け等では回復しているものの、海外経済の回復ペース鈍化等の影響から、持ち直しの動きが一服している。」とされています。

また、雇用・所得は、「労働需給は引き締まっており、雇用者所得は改善している。」とされています。

資料No.4は、令和7年7月29日、岡山財務事務所発表の「岡山県内経済情勢報告」です。

総括判断では、「県内経済は、緩やかに回復しつつある。」とされています。これは、前回4月と同様の判断です。

各項目の判断としては、本年4月と比較し「住宅建設」のみが上向き、「個人消費」、「生産活動」、「雇用情勢」、「設備投資」は横ばい、「企業収益」、「企業の景況感」、「輸出」は下向きの状況です。

また、【先行き】については、「雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、物価上昇の継続、米国の通商政策、金融資本市場の変動等の影響に注意する必要がある。」としています。

次ページの各論のうち、「■個人消費」は、「緩やかに回復しつつある」とあります。また、「■生産活動」は、「緩やかに持ち直しつつある」とあり、鉄鋼は、「自動車向けの需要に回復の動きがみられるものの、建設需要が低調なことから、概ね横ばいとなっている。」とあります。

3ページの「■雇用情勢」においては、「緩やかに改善しつつある」とされ、新規求人数が前年を上回り、有効求人倍率は緩やかに上昇しているとあります。

「■設備投資」では、「7年度は前年度を上回る見込み」とあり、また、「■企業の景況感」において、企業の景況判断BSIは「下降超に転じている」とあり、「翌期は「上昇」超に転じる見通し。」とあります。

次ページ以降、本報告の資料編となっております。

資料編3ページに「生産活動」がグラフ化されており、(2)主要産業別生産指数(季節調整済)を見ますと、鉄鋼は、折れ線グラフのグレーで表示されており、令和6年12月以降、ほぼ横ばいとなっています。

資料No.5は、岡山県総合政策局が発表した、令和7年6月分の「岡山県鉱工業生産・出荷・在庫指数[速報]」です。生産指数は99.8と、2か月連続の低下とあります。

1ページに「上昇・低下に寄与した主な業種」があり、3ページに「生産の業種別動向」として、主要業種別に「生産・出荷・在庫」の動向がグラフ化されており、一番上のグラフが、鉄鋼業となっています。

5ページ以降、「業種分類生産指数」「特掲業種分類生産指数」があります。速報値が、訂正された場合は、数値の前にアルファベット小文字の「r」が付されています。

資料No.6は、岡山労働局職業安定課が8月29日に発表した「雇用情勢」です。7月の岡山県内の有効求人倍率は1.40倍となり前月と比べ0.03ポイント低下しています。

少しページを捲っていただきまして、10ページをご確認ください。「産業別・規模別新規求人状況」があります。E製造業を見ますと、7月は、前年同月比-3.4%、下段の(22)鉄鋼は+5.4%となっています。

資料No.3～資料No.6の説明は以上です。

それでは、私から資料No.7以降をご説明させていただきます。
まず、基礎調査の報告としまして、資料No.7をご確認ください。

1 ページに基礎調査の概要が記載してあります。基礎調査は、特定最低賃金の審議のための基礎資料を得ることを目的としまして、岡山県内における最低賃金の対象となる労働者の賃金実態を明らかにした調査です。

調査範囲は岡山県全域を対象としております。調査対象事業所は、日本標準産業分類に定める産業のうち、鉄鋼業を対象としております。

調査事業所については、100 人未満の事業所を対象としております。30 人未満の事業所は全労働者を、30 人から 99 人の事業所は労働者の 2 分の 1 を抽出し、集計してしております。

調査対象労働者は、いずれも正社員だけでなく、臨時、パート社員等も対象となっております。ただし、特定最低賃金の適用が除外される 18 歳未満、65 歳以上の労働者等は除いております。

調査対象となる賃金は、令和 7 年 6 月分の所定内賃金となっております。基本給の他、最低賃金の算定基礎となる諸手当を対象としております。最低賃金の基礎とならない精皆勤、家族、通勤手当や、時間外手当・深夜手当・休日手当などの割増賃金、賞与等の 1 か月を超える期間ごとに支払われる手当、臨時に支払われる手当は調査対象から除かれております。

集計結果ですが、集計調査事業所数は 50 社、集計調査労働者数は 688 人、この調査結果を元にして 復元した母集団労働者数は 1,201 人となっております。以上が基礎調査の概要です。

それでは、最低賃金基礎調査の結果についてご説明いたします。次の 2 ページをご覧ください。Ⅱ「現行最低賃金未満率」ですが、集計結果から算定しますと、未満率は男性 7.8%、女性 7.6%、男女合計で 7.7%となっております。右側のカッコの中は、昨年度の未満率を表しております。

Ⅲの特性値一覧表ですが、月平均賃金額 284,689 円、時間当たり平均賃金額 1,701 円、第 1・20 分位数 1,062 円、第 1・10 分位数 1,146 円、第 1・4 分位数 1,334 円、中位数 1,613 円となっており、カッコ内が前年度の数字となっております。

分位数とは、賃金を低い方から高い方へ並べて、20 等分、10 等分、4 等分のように等分したときにその最初の境界に位置する数字のことです。中位数はいわゆる中央値のことです。

続いて、3 ページ以降の総括表について説明します。総括表は、その賃金額の階級ごとに何人の労働者が属しているかという賃金

の分布を示したものです。

この総括表の見方は、左の金額欄は賃金階級で、その賃金階級と同じ行にある数字は累積の労働者数を示しており、カッコ書きは累積の労働者数の比率を示しています。

3 ページの一番下から2 番目にある「1, 115 円」の階級を見ていただくと、累積で「102 人」の労働者がおり、一つ上の「1, 114 円」の階級を見ていただくと、累積で「100 人」の労働者がおりますので、結局、「1, 115 円」の階級には「2 人」が属しているということが読み取れるということになります。

3～7 ページには階層ごとに規模別・年齢別に区分したもの、9～13 ページには男女別・年齢別に区分した集計となっています。

賃金階級につきましては、特定最低賃金額より 10 円低い「1, 092 円」からプラス 110 円の「1, 202 円」までが 1 円刻みとなっており、それ以降は、10 円刻み、100 円刻みとなっております。

15 ページをご覧ください。このグラフは、今説明した総括表の賃金分布を 10 円と 100 円刻みにしてグラフ化したものです。

17 ページの表は、特定最低賃金額の金額が上がった場合の影響率を示したものです。例えばですけれど、50 円引き上げて「1, 152 円」とすると、影響率は 10.32%となります。

以上で基礎調査結果の説明を終わります。

続きまして、資料№.8 「岡山県最低賃金と特定最低賃金との比較」をご覧ください。こちらは、県最賃を 100 とした場合の特定最低賃金の比率を、平成 26 年度から経年的に比較した表でございます。いわゆる優位率と言われるものです。

令和 6 年度の鉄鋼業の特定最賃は 1, 102 円で 112.2%となっております。また、その次のページの表は、鉄鋼業特定最賃と県最賃の引き上げ幅などを年度別に比較した一覧表となっています。

私からの説明は以上となります。

岡山部会長

ただ今の資料説明に対して、何か質問等はございますでしょうか。

労働者側委員

一点よろしいでしょうか。

資料№.7 のなかで、2 ページの最低賃金未満率ですが、昨年より増えている状況にあります。これは総括表を見ますと、1, 091 円以下の欄に 93 人がいるということで、それ以降も 93 人が続きますので、この金額以下の方が多いということだと思います。この数字をどう見たらいいのでしょうか。

- 中本指導官 基礎調査の結果として、事業所はランダムに選定されたものですし、具体的に個別の会社などを把握する目的のものではありません。あくまで調査結果として集計されたものということになります。
- 労働者側委員 毎回、未満率に計上される方がおられるんですが、ここは理想は0%だと思いますので、そのことを踏まえて今後対応いただければと思います。
- 岡山部会長 その他、よろしいでしょうか
それでは、ただ今から労使の打合せをお願いしたいと思います。
15分程度を考えておりますので、再開につきましては15時35分
からとします。委員の皆さんよろしくお願いします。
- 黒田室長 事務局でご案内いたします。

(労使それぞれ別室にて打合せ)
(打合せ後、労使委員入室)
- 岡山部会長 では、全体会議を再開いたします。
付議事項「(4) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について」審議に入ることにします。
まず、労使各側から特定最低賃金改正決定の必要性の有無に対する基本的な考え方をお聞きすることになります。それぞれ5分程度での発言に御協力いただくようお願いします。
お聞きする順番は最初に労働者側委員、その後使用者側委員に
お願いします。
それでは、労側の代表の方をお願いします。
- 労働者側委員 それでは、鉄鋼業最低賃金改定の必要性について、労働者側の
考え方を申し述べさせていただきます。
初めに、経済情勢及び今後の見通しについて少し触れさせてい
たきます。
鉄鋼業における国内粗鋼生産は、前年度比2.6%減の8,190万
トンと、3年連続で前年度実績を下回るとの見方がされており、
今後も厳しい状況が続くものと予測しています。
また、雇用情勢については、企業規模に関わらず、優秀な人材
の確保と、技術・技能の継承が、3K職場といわれるものづくり
産業、鉄鋼産業の重要な課題であると捉え、企業も計画的に新卒

採用や中途採用を進めており、熾烈な人材獲得競争の渦中にあると認識しております。

一方、本年度の春季生活改善闘争におきましては、連合などの方針も踏まえつつ、消費者物価や経済成長といった基本要素に加え、継続した人への投資、並びに経済の好循環、人材の確保、定着を総合的に判断し、賃金改善の具体的な要求額を 15,000 円として取り組むこととしました。各企業は人材獲得競争の激化に直面しており、優秀な人材確保、定着の必要性に理解を示したこと、日本経済の好循環や実質賃金の維持、向上に向けて社会的気運が高まっていることなど、労使で共通の課題を認識、共有できたことから、結果として鉄鋼関係の組織においては、平均 13,016 円の獲得水準を引き出すことができました。

しかしながら、この成果においては、鉄鋼業に従事する未組織労働者は含まれていないのが現状です。そのため、産業別最低賃金引上げの取組は未組織の労働者に対する賃金の底上げを図ることはもちろんのこと、産業の魅力を高め、優秀な人材を確保・定着させるという観点からも重要な取組であると認識しています。

私たちの産業で働く労働者の賃金水準が地賃や他産業と比較して魅力的でなければ、当然のことながら軽作業で作業環境が良く、専門性が必要ではない産業に優秀な人材が流出してしまい、私たちの産業は今後急激に衰退し、存亡の危機に直面するのではないかと危惧しています。

私たちの産業は大企業だけでなく、中小を含めた多くの企業が関わっており、その製造に携わる全ての労働者で成り立っています。そして、その作業環境は他産業と比較しても厳しいものであること、また、高い技術と熟練度を必要とすることを鑑みれば、当然ながらその最低賃金は、地賃や他産業の産別最賃と比較してより高い水準であるべきではないかと考えております。

したがって、産業別最低賃金の改定は必要であると判断いたします。以上です。

岡山部会長

ありがとうございます。

それでは、使側の代表の方をお願いいたします。

使用者側委員

先ほど伺ったご意見に含まれる内容と重複することもあります。が、私共で認識している鉄鋼業の環境・情勢とそれらを踏まえた意見を申し上げたいと思います。

まず、鉄鋼業に関わる環境・情勢ですが、全国の粗鋼生産量の

推移は、2024年度は8,295万トン、これが2020年度のコロナ禍での8,278万トンに次ぐ過去2番目に低い水準であったというのが2024年度の実績でした。足下2025年度もコロナ明け以降では最低水準の生産レベルが継続しているとい状況にありますので、内需の減少が予測よりも早く進展しているというのが全般の状況とっております。

それらを踏まえた国内のマクロ経済と国内の鋼材需要の動向ですが、2025年度の日本経済の動向では、対米の直接輸出が減少するとか、生産水準が低下し、企業収益が悪化するなど先行きが見通せないということがあって、企業の投資が停滞するとか、景況感悪化によって個人消費が停滞するといったことが想定されております。従いまして、経済成長率は従来の想定よりも低下すると見込んでおります。あとはアメリカの関税率引上げに伴って、米中経済の減速、各国の関税政策の活性化もあって、日本から各国への輸出の影響も含めて不透明感が強い状況にあるとの認識を持っています。

以上、国内のマクロ経済の認識を踏まえた国内の鉄鋼需要の動向ですが、建設業向けについては、建設コストの上昇と人手不足の影響を背景に低迷状態が続くものと見ておりますが、資材価格上昇スピードが鈍化されることもあって、底入れの気配が感じられます。

製造業向け全般ですと、アメリカの関税措置が最大のリスクとなっていますので、特に鋼材の内需の多くを占める北米向けの輸出割合も相対的に高い自動車、建産機分野では、強い緊張感を持って注視することが必要ではないかということでもあります。

以上が国内に関するマクロ経済等々、鋼材需要の動向ということでもあります。

次に海外についても今の認識を申し上げますと、アメリカのトランプ政権による大規模かつ包括的な関税の導入ですとか、経済通商政策をめぐる不透明性の高まり及び貿易投資の減退などを背景として、2025年の経済成長率は多くの国と地域において前年から低下する見込みと予想しています。アメリカ、カナダ、メキシコのUSMCA3か国ですとか、アメリカとの貿易摩擦から真っ向から対立している中国ですとか、アジアにおいて輸出依存度が高い韓国、タイ、ベトナムなど、これらの国が成長率が前年から低下するというふうに見ています。一方、外需の依存度が低いインドやインドネシアにおいては貿易政策の影響は比較的軽いと想定しています。今後の見通しの前提から、関税が引き上がる場合は、各国、地域の成長率が下振れする可能性も織り込む必要があるのかとも思っています。

以上、海外のマクロ経済の環境、認識を踏まえた海外の鋼材需要の動向についてですが、世界的な需要の盛り上がりには欠けるといふ状況が続くといふふうに見ております。その中で、アメリカの通商措置に伴う貿易摩擦の激化やリセッションリスクを意識した様子見姿勢もあって、回復が見通せないという状況にあるといふふうに考えています。あとは中国の内需が低迷している、中国の供給過剰、それが輸出増としてアジア圏の市況を押し下げているという構図も、大筋には変化がありませんので、ASEAN、東南アジア等で供給能力の拡張もありますので、アンバランスな需給環境が短期的には是正される見込みはないという認識を持っております。あとは各国においても鋼材のアンチダンピングの動きも一層活発化していますので、当面、海外においても鋼材市況というのは厳しい状況が続くものと見ております。

それら市況等に付け加える形で、日本の鉄鋼業における取組として特記しておきたいこととして、カーボンニュートラルに向けた取り組みが各社で進んでいます。こちらには非常に大きな費用を要する研究、巨大な投資を必要とすることが控えておりますので、恒常的に収益を生み出すことができる企業体質に生まれ変わることを鉄鋼各社が至上命題として取り組んでいるところと認識しております。従いまして、こうした環境下においては、コスト増に対しては慎重なスタンスが必要であると思っております。

他方で、少子化ですとか、求人倍率の増加等によって人員確保の競争が激化していることは、先ほど労側委員の意見の中にもありましたとおり、同様の認識をしております。鉄鋼業においても長期的に人員を確保していく必要はあると考えています。

以上、申し上げたような情勢認識を踏まえた改正決定に対する意見ですが、人員の確保及び育成というのは企業それぞれの経営状況等も踏まえたうえで、各企業が独自に取り組むべき重要課題であると、まずは思っています。先ほど述べたような厳しい鋼材需要の環境下にあっては、企業横断的に一律的にコスト増につながる賃金改善は馴染みにくい実情もあると思っております。他方で鉄鋼業の今の賃金の優位性を確保するという必要性もまた、留意すべき点でありまして、いただいた意見と同感ではありますが、人材確保の点で、技能蓄積型鉄鋼業のなかで、人材確保は引き続き競争力を持つこともまた必要とも考えています。他県の鉄鋼業最低賃金の優位性との比較もしながら優位性の程度やその必要については、引き続き検証していきたいと考えていますし、慎重さは必要でありながらも一定程度の改正ということの必要性もまた感じているところであります。労側の意見ともよく擦り合わせしながら協議させていただきた

いと考えております。以上です。

岡山部会長 双方から御発言をいただきましたが、質疑等はございませんか。

岡山部会長 今の使用者側のご意見は、必要性ありというご意見でよろしいでしょうか。意見は一致しているということでしょうか

使用者側委員 かなり慎重さが必要ということです。

労働者側委員 労働者側は必要性ありとすべきと考えています。確かに、金額審議に関してはしっかり議論して、慎重にしていきたいというのは同意見です。

使用者側委員 金額審議は、必要性ありということで一致してからのことですが、一度労使で話をしますか。

労働者側委員 構いません。

岡山部会長 現状では、まだもう少し話し合う余地があるということで、今日継続されますか。

使用者側委員 短時間でも話したいと思います。

岡山部会長 それでは二者で協議をしていただくということにしたいと思います。

(使用者側委員から 10 分程度との声)

岡山部会長 分かりました。

では、10 分程度ということで、労使協議ということにしたいと思います。公益と事務局は退室退室いたしますので、労使協議が終わりましたら声をかけていただくということでお願いします。

(公益委員、事務局退室)

(労使協議終了後、公益委員、事務局入室)

岡山部会長 では、全体会議を再開いたします。

労使協議の結果について、いずれからでも構いませんので御報告いただけますか。

労働者側委員 労使間で話をさせていただきました。結論として、鉄鋼業について必要性ありということで意見が一致しました。金額に関しては、今後労使で慎重に審議するということになりました。

岡山部会長 それでは、労使協議の結果、必要性ありとの報告いただきました。岡山県鉄鋼業最低賃金改正決定の必要性の有無について、双方から必要性ありということでの結論を得ることができました。それでは、この結論を会長あてに報告したいと思いますので事務局で報告文の案を準備してください。

(事務局、報告文(案)を各委員に配布)

岡山部会長 では、事務局で報告文(案)を読み上げてください。

黒田室長 それでは、報告文(案)を読み上げさせていただきます。

(報告文(案)読み上げ)

岡山部会長 (案)のとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

岡山部会長 本年8月4日の第514回審議会において、「全会一致の場合は、最低賃金審議会令第6条第5項を適用する」こととされておりますので、本専門部会の決議が審議会の決議となります。では、事務局で答申文(案)を用意してください。

(事務局、答申文(案)を各委員に配布)

岡山部会長 では、事務局で答申文(案)を読み上げてください。

黒田室長 それでは、答申文(案)を読み上げさせていただきます。

(答申文(案)読み上げ)

岡山部会長 (案)のとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

岡山部会長 では、この内容で（案）を取り、番号を付して答申することといたします。
番号は岡賃審第 37 号になります。

（事務局、答申文を準備し部会長に手渡し、再度内容を確認）
（部会長より基準部長へ答申文を手交）

黒田室長 ただ今答申をいただきましたので、局長に代わりまして、労働基準部長よりご挨拶申し上げます。

政木部長 本日はご議論いただきありがとうございました。
次回から金額審議となりますが、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

岡山部会長 お忙しい中、皆様の熱心な御審議をいただき答申することができました。
本日の審議はここまでとし、金額審議につきまして、今回は労使より金額提示をいただきたいと思います。
次に、付議事項「（５）今後の審議日程」について事務局から説明をしてください。

黒田室長 先ほど、岡山労働局長あて答申をいただきましたので、本日付けで意見聴取について公示することとします。意見書の提出期限につきましては公示期間を 3 週間とし、10 月 1 日水曜日までとなります。
今後の審議日程につきましては、第 2 回の 9 月 19 日金曜日は中止とし、今回は 10 月 10 日金曜日 10 時からを予定しております。委員の皆様には改めて通知を差し上げます。
今回の専門部会は、最低賃金法第 25 条第 2 項の金額審議のための専門部会になります。以上です。

岡山部会長 日程について何かございますか。
次に、付議事項「（６）その他」ですが、事務局から何かございますか。

黒田室長 1 点確認させていただきます。
本日の第 1 回特定最低賃金専門部会は、公開として開催しておりますので、議事録を作成し、これを公開します。第 2 回以

降の専門部会につきましても、今年度より、公労使三者が揃う全体会議は公開することとなりますので、第1回目と同様に議事録を作成し、公開することになります。

岡山部会長 議事録の取扱いについてはそのようにお願いします。

岡山部会長 委員の皆さん、何かございませんか。

(特になし)

岡山部会長 これを持ちまして、第1回岡山県鉄鋼業最低賃金専門部会での審議を終わります。委員の皆さん大変御苦勞様でした。